

◆ 行政相談 電話：06-6241-5111

開設日	相 談 内 容	受 付 時 間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。）相談時間は一組30分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は11時開店です。10時30分～11時の間は、電話のみの対応になります。

12時～13時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専 門 相 談	受 付 時 間
1 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
2 土	法 律 相 談【要予約、面談のみ】	13:00~16:20
5 火	民 事 調 停 手 続 に 関 す る 相 談	13:00~16:30
6 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
7 木	電 気 通 信 相 談	13:15~15:30
9 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
10 日	8月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 民事調停手続に関する相談	13:00~16:30
18 月	司 法 書 士 相 談	13:00~16:30
20 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
22 金	年金・社会保険相談	13:00~16:30
25 月	身 の ま わ り の 環 境 相 談	14:00~15:30
26 火	税 金 相 談	13:00~16:30
28 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30

【お知らせ】

- ※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。
- ※ 法律相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。
- ※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年3月の間）までの利用となります（同日は不可）。
- ※ 相談時間は一組30分まで。



近畿管区行政評価局
ホームページ

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

★ 8月10日の日曜特別相談は……

民事調停手続に関する相談(担当：大阪民事調停協会)

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際に御利用ください。

- ☆ 土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人や職場のトラブルなどの民事調停手続の利用に関する相談

◆ 行政相談 電話：06-6241-5111

開設日	相 談 内 容	受 付 時 間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。）相談時間は一組30分まで。

※2 大丸心斎橋店南館は11時開店です。10時30分～11時の間は、電話のみの対応になります。

12時～13時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

※ 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律・多重債務・労働相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専 門 相 談	受 付 時 間
2 火	民事調停手続に関する相談	13:00~16:30
3 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
5 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
6 土	法 律 相 談【要予約、面談のみ】	13:00~16:20
9 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00~16:30
10 水	都市再生機構（UR）住宅相談	13:15~15:30
11 木	多 重 債 務 相 談【要予約】	9月7日まで予約受付
12 金	労 働 相 談【要予約】	9月8日まで予約受付
13 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
14 日	9月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30
17 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
26 金	年金・社会保険相談	13:00~16:30

【お知らせ】

- ※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。
- ※ 法律相談、多重債務相談、労働相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。
- ※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年3月の間）までの利用となります（同日は不可）。
- ※ 相談時間は「多重債務相談」「労働相談」以外はすべて一組30分まで。



近畿管区行政評価局
ホームページ

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

★ 9月14日の日曜特別相談は……

不動産の売買・賃貸に関する相談（担当：大阪府宅地建物取引業協会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際に御利用ください。

- ☆ 不動産の取引等に関すること（契約の事前説明、宅地建物の売買・賃貸契約、契約解除、手付金保全、重要事項説明、宅建業法一般）に関する相談